



6社第5883号

令和6年(2024年)9月17日

つくば市監査委員 高橋 博之 様

つくば市監査委員 沖田 浩 様

つくば市監査委員 小久保 貴史 様

つくば市長 五十嵐 立 青



弁 明 書

令和6年(2024年)7月29日付け6監第68号にて通知のあった住民監査請求について、同年9月10日付け6監第112号により弁明書の提出を依頼されたことから、下記のとおり弁明します。

記

1 補完された内容(1)について

請求者が主張している「一時扶助積立額一覧表」については、コード(570 医・文書料)で抽出した額を世帯員ごとに集計したものであり、7月のプレスリリース以外の診断書料も含まれている。そのため、内訳を確認すると、①障害年金の診断書料以外の診断書で、一つひとつの診断書料は医療扶助の限度額内のものであり過支給とならないもの、②障害年金の診断書料で医療扶助の上限額を超過しているが、障害年金受給に至っており過支給とならないもの、③今年7月にプレスリリースした障害年金の診断書料で医療扶助の上限額を超過しており、障害年金受給に至っておらず過支給となっているものなどが確認できた。

なお、改めて確認したが、過支給と判断できるものは、今年7月にプレスリリースした内容と相違ないことを確認した。

また、上限額を超過して支給したのは、障害年金の診断書料のみであり、それ以外の診断書料については上限額を超過した支給はなかった。

2 補完された内容(2)について

障害年金の診断書料については、本来、被保護者が全額自己負担し取得するか、検診命令により、福祉事務所から医療機関へ上限額である6,090円を支払い、それを超えた額は、被保護者が自己負担し取得する方法がある。診断書を取得後、障害年金の裁定請求を行い、その数か月後に障害年金の裁定結果が判明するので、仮に障害年金が受給できることになれば、初回の障害年金の収入認定の際に、先に自己負担した診断書料を必要経費として控除し、収入認定する取り扱いとなっているので、結果的に自己負担分は相殺できることになる。

被保護者から障害年金の診断書は高額なため、診断書料を捻出できず障害年金の裁定請求ができないとの相談があった場合は、診断書取得後、その都度、ケース診断会議で決定し、一時扶助費として支給していた。

この取り扱いは、保護の実施要領や問答集に記載のない運用であったが、障害年金の受給に至れば、障害年金の裁定結果後に自己負担分を相殺するか、裁定結果が出る前に自己負担分を一時扶助により支給するかの違いであり、福祉事務所の裁量で運用を変更できると誤認していたが、今年1月、茨城県の状況確認により指摘があったため、同月から本来の運用に是正している。

なお、過支給額の算出に当たっては、検診命令による取り扱いと同様に、検診命令の上限額を超過した支給額のみを過支給額とした。

3 補完された内容(3)について

令和元年度の会計検査院の指摘後、当時、会計検査院から、何らかの文書による

指示があるものと思っていたが、その後も文書による指示はなかったため、管理職がその後の改善について係員に指示しなかった。そのため、誤りを是正できず、指摘の引継ぎもされなかった。

4 補完された内容(4)について

この会議は令和2年1月の会計検査の翌日に実施しており、当時の職員に聞き取りを行ったところ「会計検査院から口頭で指摘や指示はあったが、今後文書による指示が来ると考えていたので、そのうえで対応することを確認するものであった。」とのことである。

5 補完された内容(5)について

ケース診断会議で職員から指摘があったが、管理職の認識不足と問題意識の欠如により問題視されず、改善に向けた対策も講じられなかった。

6 補完された内容(6)について

重度障害者加算の誤認定については、令和5年9月に職員が気づき、翌10月から加算を外し是正した。

返還については、当時の管理職から指示はなかったが、その後、令和6年2月の茨城県による状況確認の際に、茨城県から確認があったため障害者加算等と併せて生活保護法に基づき、過支給分の返還手続きを進めている。

以上